

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校園の対応について

2020年5月7日

豊岡市教育委員会

1 臨時休業について

- (1) 幼稚園、小・中学校は、5月31日まで臨時休業とする。

2 授業・保育等の実施について

- (1) 5月11日（月）の週から当面、週1日の登校可能日を設ける（1教室につき21人以上になる学校は分散登校とする）。

※幼稚園は、登園可能日の設定を行わない。

- (2) 5月18日（月）の週の登校可能日から給食を実施する。
- (3) 集団登下校は、密集とならないよう指導を行う。
- (4) バス通学については、バスを増便し、密集しない環境への配慮を行う。
- (5) 登校可能日は教育課程外とし、部活動は実施しない。
※出欠については、保護者の判断によるものとする。
- (6) 学校図書貸し出しのための登校は、保護者判断により、感染予防に十分留意した上で継続する。
- (7) 放課後児童クラブは、引き続き感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則開所する。
ただし、家庭内での対応が可能な場合は、可能な限り利用の自粛を要請する。
午前8時～午後2時までは、小学校で一時預かりを実施する。
- (8) 保育所、認定こども園は、引き続き感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則開園・開所とする。
ただし、家庭内での保育が可能な場合は、可能な限り利用の自粛を要請する。
- (9) 私立の保育所、認定こども園、小規模保育所、認可外保育所、放課後児童クラブについても、市と同じ対応について依頼する。

3 団体による学校施設開放について

5月31日まで行わないこととする。

4 その他

- (1) 国・県の方針により、臨時休業および登校可能日等、対応を変更する場合は、改めて周知する。
- (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行う。
- (3) 学校ホームページを活用し、適宜情報発信を行う。

【登校可能日の設定について】

- 1 子どもの生活習慣、学習習慣、運動不足、ストレス、バランスの取れた食事といった中心的課題を解決するために実施する。
- 2 健康観察、教職員・児童生徒のマスク着用、3密が重ならない環境づくり、うがい・手洗い・咳エチケットの励行、机の間隔を空ける、こまめな換気の実施…などを行う。
- 3 登校可能日の主な活動内容
 - (1) 健康観察・健康相談
 - (2) スクールカウンセラー等によるスクリーニング・カウンセリング
 - (3) 教育相談、学習・生活状況の確認
 - (4) 子どものストレスチェック
 - (5) 課題の進捗状況の確認、休業中の課題の提供
 - (6) 軽い運動
 - (7) 読書、図書の貸出以上のことを、学年の発達段階に応じて実施する。

<問合せ>

- (1) 小・中学校に関すること
豊岡市教育委員会こども教育課
指導係 電話 23-1452（直通）
- (2) 放課後児童クラブ・幼稚園等に関すること
豊岡市教育委員会こども育成課
電話 29-0053（直通）